

令和7年5月14日

参議院自由民主党政策審議会
会長 古川俊治 様

一般社団法人介護人材政策研究会
代表理事 天野尊 明



他産業以上の賃上げと物価高への対策を可能とする特段の措置に係る 「骨太の方針 2025」における明記について（要望）

令和6年度介護報酬改定により新たに介護職員等処遇改善加算が創設され、同加算を取得している施設・事業所では介護職員（月給・常勤の者）の平均給与額（月額）が338,200円、令和5年度と令和6年度を比較すると13,960円（4.3%）の賃上げとなりました。

しかし、厚生労働省（賃金構造基本統計調査）によれば、昨年の全産業平均と介護職員の給与の格差は月8.3万円であり、他産業で賃上げが進展したことにより、前年の月6.9万円からさらに拡大しています。ここに令和6年度補正予算で措置された1人あたり5.4万円相当の一時金（介護人材確保・職場環境改善等事業）が支給されたとしても、現状の打開につながらないことは明らかです。

また、留まることを知らない物価高は深刻に経営を圧迫し、特別養護老人ホーム等を運営するある社会福祉法人（2拠点）では、令和5年度と令和6年度の下半期におけるコストを比較したところ、約1,470万円（11%）の増となりました。事業者それぞれがコストカットに取り組んではいるものの、公定価格である介護報酬の性格から、「重点支援地方交付金（推奨事業メニュー）」だけでは十分な対策を講じるだけの見込みが立ちません。

こうした厳しい状況、そして令和6年度介護報酬改定における処遇改善については「2年分を措置し、3年目の対応については（略）処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和8年度予算編成過程で検討する」とされていることを鑑み、令和9年度の介護報酬改定を待つことなく、期中改定の実施や新たな追加支援策など、他産業以上の賃上げと物価高への対策を可能とする特段の措置について、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2025」に明記をいただき、実現へとつながるようお力添えを賜りたく、要望いたします。

<物価高による経営圧迫の状況の例（参考）>

	項目	令和5年9月～ 令和6年2月	令和6年9月～ 令和7年2月	差額（%）
特別養護老人 ホームA	介護用品費	2,426,274	3,098,410	672,136 (128%)
特別養護老人 ホームB	水道光熱費	9,203,235	12,194,063	2,990,828 (132%)